

京都市防災会議条例の一部を改正する条例(平成24年11月9日京都市条例第12号)
(行財政局防災危機管理室)

東日本大震災から得られた教訓を今後にかし、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、京都市防災会議について、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 委員の範囲の拡大

市長が防災に関し必要と認める組織を構成する者に委嘱できることとします。

2 所掌事務の見直し

以下の事務を新たに所掌することとします。

ア 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

イ アの重要事項に関し、市長に意見を述べること。

この条例は公布の日から施行することとします。

京都市防災会議条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第12号

京都市防災会議条例の一部を改正する条例

京都市防災会議条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて本市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に、「または」を「又は」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第4項中「その指名する」を「会長が指名する」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第9号中「機関の職員」を「組織を構成する者」に改める。

第4条第2項中「市の」を「本市の」に改める。

第6条中「前各条」を「この条例」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局防災危機管理室)